

東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等により利用可能となる施策・事業一覧（都事業等）

No.	分野	名称（施策・事業名）	概要	URL	対象者の主な要件	問い合わせ先		受理証明書の提示の要否 ※1		都内自治体発行の パートナーシップ証 明書の利用可否※2	備考
						担当部署名	電話（外線）	必要	不要 （口頭確認含む）		
1	住宅関係	都営住宅	所得の低い方で、住宅に困っている方を対象とした賃貸住宅	https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_keiei/260toei2.htm	・都内に在住していること ・同居親族がいること（単身の場合は60歳以上等の要件にあてはまること） ・所得が定められた基準内であること ・住宅に困っていること	【管理制度に関する こと】 住宅政策本部都営住宅 経営部経営企画課 【入居者募集・必要書 類に関すること】 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター	03-5320-4972 03-3498-8894	○		○	
2	住宅関係	都施行型都民住宅	中堅所得者（都営住宅の所得基準を超える方）を対象とした賃貸住宅	https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/250tomin.htm	・都内に在住していること ・同居親族がいること ・所得が定められた基準内であること ・現に自ら居住するための住宅を必要としていること	【管理制度に関する こと】 住宅政策本部都営住宅 経営部経営企画課 【入居者募集・必要書 類に関すること】 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター	03-5320-4972 03-3498-8894	○		○	
3	住宅関係	セーフティネット住宅の登録制度	東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画において、LGBT等の方々を住宅確保要配慮者として位置づけており、LGBT等の方々を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を実施している。	https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/jutakufudosan/safety_net.html	LGBT等の方々を含む住宅確保要配慮者	住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課	03-5388-3320	—	—	○	
4	住宅関係	居住支援法人の指定制度	LGBT等の方々を含む住宅確保要配慮者の入居支援などを行う団体を居住支援法人として指定・推進するとともに、居住支援法人の活動を支援している。	https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/kyojushien.html	LGBT等の方々を含む住宅確保要配慮者	住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課	03-5388-3320	—	—	○	
5	住宅関係	サービス付き高齢者向け住宅登録事務	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する賃貸住宅等を登録し、その情報を広く提供するもの。	https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/koureitintai_service.htm	60歳以上の者又は要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者及びその同居者 詳しい要件は、HPを参照 https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/pdf/koureitintai_ser01.pdf ※その他登録事業者が定める入居要件等がある場合があります	住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課	03-5320-4967	○		○	東京都が登録主体である住宅
6	住宅関係	東京都高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業	東京都高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業制度要綱に基づき、都が定める一定のバリアフリー構造等を有し、緊急時対応サービス及び安否確認サービスの利用可能な民間の賃貸住宅への家賃減額補助等を行う事業	https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/116kouyutin.htm	○原則として都内在住の方 ○申込本人が60歳以上の単身者、又は60歳以上で同居者が配偶者若しくは60歳以上の親族 その他認定事業者が定める入居要件等がある場合があります	住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課	03-5320-4947	○		○	

※1 事業の利用等に当たり、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の提示が不要な場合があります。詳細は、各事業等の「問合せ先」にご連絡ください。
※2 東京都と連携協定を締結している都内自治体の交付するパートナーシップ証明書等が対象です。詳細は、「東京都パートナーシップ宣誓制度（都内自治体との連携）」をご参照ください。

東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等により利用可能となる施策・事業一覧（都事業等）

No.	分野	名称（施策・事業名）	概要	URL	対象者の主な要件	問い合わせ先		受理証明書の提示の要否 ※1		都内自治体発行の パートナーシップ証 明書の利用可否※2	備考
						担当部署名	電話（外線）	必要	不要 （口頭確認含む）		
7	住宅関係	都民住宅制度（法人管理型）	中堅所得者（都営住宅の所得基準を超える方）を対象とした賃貸住宅	https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/250tomin.htm	・同居親族がいること ・所得が定められた基準内であること ・現に自ら居住するための住宅を必要としていること https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/252-2.htm その他認定事業者が定める入居要件等がある場合があります	【管理制度に関すること】 住宅政策本部民間住宅部計画課	03-5320-4951	○		○	
8	住宅関係	公社住宅 ※政策連携団体である東京都住宅供給公社の事業	子育て世帯や高齢者など幅広い都民に対して、賃貸住宅等を供給することにより、安全・安心で快適な住まいとサービスを提供	https://www.tokousya.or.jp/chintai/	・パートナーシップ関係※の方、パートナーシップ関係の方の3親等以内の血族 ※東京都パートナーシップ宣誓制度もしくはその他自治体のパートナーシップ証明を受けた方、また受けようとする方	東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター	03-3409-2244	○		○	
9	医療関係	都立病院における診療情報の提供	インフォームド・コンセントの理念に基づき、患者・家族等の求めに応じ、診療情報を提供している。	—	（1） 患者本人 診療情報の提供は、原則として患者本人に対して行うものとする。 （2） 患者本人以外の者 ア 成年被後見人の法定代理人 イ 未成年者の法定代理人 ウ 患者本人の委任による代理人 エ 実質的に患者のケアを行っている親族又はそれに準ずる者 オ 未成年で死亡した患者の親権者 カ 患者本人が死亡し、遺族との信頼関係確保の観点から診療情報を提供することが必要と認めた遺族（配偶者、子及び父母とする）又はそれに準ずる者 ただし、上記イ・エの場合、満15歳以上の患者については、合理的判断ができない状態にある場合を除き、当該患者の同意を必要とするものとする。	保健医療局都立病院支援部法人調整課	03-5320-5863		○	提示不要	対象者であるかどうかの判断は、パートナーシップ証明書の有無のみを理由として行うものではありません。個別ケースの事情も考慮し、総合的に判断します。

※ 1 事業の利用等に当たり、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の提示が不要な場合があります。詳細は、各事業等の「問合せ先」にご連絡ください。
※ 2 東京都と連携協定を締結している都内自治体の交付するパートナーシップ証明書等が対象です。詳細は、「東京都パートナーシップ宣誓制度（都内自治体との連携）」をご参照ください。

東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等により利用可能となる施策・事業一覧（都事業等）

No.	分野	名称（施策・事業名）	概要	URL	対象者の主な要件	問い合わせ先		受理証明書の提示の要否 ※1		都内自治体発行の パートナーシップ証 明書の利用可否※2	備考
						担当部署名	電話（外線）	必要	不要 （口頭確認含む）		
10	医療関係	東京消防庁が都民等に対し個別に行う情報提供制度のうち、「死者に関する情報提供制度」及び「搬送先医療機関に関する情報提供制度」	都民サービスの向上及び行政運営の効率化に資するため、情報公開条例6条及び個人情報の保護に関する条例12条に定める開示請求の手続によることなく、都民等からの申出に応じて東京消防庁が保有する情報を個別の提供基準に基づき提供する。	—	①死者に関する情報 死者の配偶者、1親等の血族及びこれらに準ずる者並びにこれらの法定代理人 ②搬送先医療機関に関する情報 傷病者の配偶者、1親等の血族及びこれらに準ずる者並びにこれらの法定代理人	消防庁総務部総務課文書係	03-3212-2111 （代表）	○		○	
11	福祉関係	災害援護資金	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき区市町村が実施する災害援護資金の貸付けに要する費用の貸付けを行う。	—	生計を一にする世帯の世帯主であること	福祉局生活福祉部企画課	03-5320-4066		○	提示不要	
12	福祉関係	東京都災害援護資金	東京都災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき区市町村が実施する災害援護資金の貸付けに要する費用の貸付けを行う。	—	生計を一にする世帯の世帯主であること	福祉局生活福祉部企画課	03-5320-4066		○	提示不要	
13	福祉関係	被災者生活再建支援金	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。	—	生計を一にする世帯の世帯主であること	福祉局生活福祉部企画課	03-5320-4066		○	提示不要	
14	福祉関係	被災者生活再建支援事業	自然災害により著しい被害を受けた世帯への補助を実施する区市町村に対して、その費用の一部を東京都が予算の範囲内で補助することにより被災世帯の生活再建を支援する。	—	生計を一にする世帯の世帯主であること	福祉局生活福祉部企画課	03-5320-4066		○	提示不要	
15	福祉関係	生活保護の決定実施	生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/hogo/seiho.html	・世帯の収入が、国の定める保護基準（最低生活費）に満たない場合 ※詳細については、居住地を管轄する各自治体の福祉事務所又は支庁（島しょ）に相談	福祉局生活福祉部保護課	03-5320-4064		○	提示不要	生活保護は世帯を単位として適用されます。生活保護法においては、同一居住、同一生計の者（住居及び家計を共同にしている方）は原則として同一世帯と認定され、同性同士の世帯も含め、あらゆる形態が対象となっています（パートナーシップ制度を利用しているかどうかは問われません。）。
16	福祉関係	里親の認定登録	児童福祉法第6条の4に規定する里親について、児童福祉法施行規則第36条の42に基づき認定登録を行う。	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/satooya/seido/hotfamily/satooya/index.html	※東京都里親認定基準、申込方法等については、HPを参照	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	03-5320-4135	○		○	里親の登録にはあたっては、研修の受講や児童相談所による家庭調査等が必要となります。

※1 事業の利用等に当たり、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の提示が不要な場合があります。詳細は、各事業等の「問合せ先」にご連絡ください。
※2 東京都と連携協定を締結している都内自治体の交付するパートナーシップ証明書等が対象です。詳細は、「東京都パートナーシップ宣誓制度（都内自治体との連携）」をご参照ください。

東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等により利用可能となる施策・事業一覧（都事業等）

No.	分野	名称（施策・事業名）	概要	URL	対象者の主な要件	問い合わせ先		受理証明書の提示の要否 ※1		都内自治体発行の パートナーシップ証 明書の利用可否※2	備考
						担当部署名	電話（外線）	必要	不要 （口頭確認含む）		
17	福祉関係	軽費老人ホームの利用料	軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る本人からの徴収額について、夫婦減額制度を適用している。 ※夫婦の収入認定額の合計の2分の1が150万円以下の場合、本来の徴収額から30%減額した額を本人からの徴収額とする。	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourai/shisetu/keihi/keihiriyouryouyoukou.html	軽費老人ホームに夫婦で入居していること	福祉局高齢者施策推進部施設支援課	03-5320-4264	○		○	
18	福祉関係	受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾等の費用や高校・大学などの受験料について貸付けを行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援する。	https://jukenchallenge.jp/	・詳細はHPを確認ください。	福祉局生活福祉部地域福祉課	03-5320-4072		○	提示不要	生計を同一にしている者を一つの「世帯」として捉えており、現行においても対象となり得る。
19	各種相談	相談事業	東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者からの暴力（DV）、交際相手からの暴力（デートDV）、夫婦・親子の問題、生き方や職場の人間関係、セクシュアル・ハラスメントなど、さまざまな悩みについて相談を受けている。	https://www.twp.metro.tokyo.lg.jp/consult/tabid/86/Default.aspx	都内在住・在勤・在学の悩みを抱えている方	生活文化局 都民生活部 東京ウィメンズプラザ	03－5467-2455		○	提示不要	
20	各種相談	婦人保護	女性の抱える様々な問題について相談を受けている。	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/j_soudan.html	・都内に在住していること	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	03-5320-4132		○	提示不要	都が、支援の必要性があると判断した際には、それぞれの状況を踏まえながら可能な範囲で対応します。
21	犯罪被害者等支援	遺族見舞金給付事業	犯罪被害にあわれた方等に見舞金を支給する。	https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/hanzai/jigyoindex.html	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む。）等	総務局人権部人権施策推進課	03-5388-2589	○		○	対象者であるか否かは、事業の個別要件に該当するかで判断します（パートナーシップ証明書はその判断材料の1つです。）。
22	犯罪被害者等支援	転居費用助成事業	犯罪等による被害のために、従前の住居に居住することが困難になった場合、転居に要する費用を助成する。	https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/hanzai/jigyoindex.html	本人、本人と居住を同じくする親族等	総務局人権部人権施策推進課	03-5388-2589	○		○	対象者であるか否かは、事業の個別要件に該当するかで判断します（パートナーシップ証明書はその判断材料の1つです。）。
23	犯罪被害者等支援	法律相談費用助成事業	犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士に面接相談するための費用を助成する。	https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/hanzai/jigyoindex.html	本人、遺族、特に必要であると知事が認めるもの等	総務局人権部人権施策推進課	03-5388-2589	○		○	対象者であるか否かは、事業の個別要件に該当するかで判断します（パートナーシップ証明書はその判断材料の1つです。）。
24	犯罪被害者等支援	面接相談事業（都民センター）	犯罪被害にあわれた方等へ面接相談を実施する。	http://www.shien.or.jp/	本人及びその家族、又は遺族	公益社団法人被害者支援都民センター	03-3222-9050	○		○	対象者であるか否かは、事業の個別要件に該当するかで判断します（パートナーシップ証明書はその判断材料の1つです。）。

※ 1 事業の利用等に当たり、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の提示が不要な場合があります。詳細は、各事業等の「問合せ先」にご連絡ください。
※ 2 東京都と連携協定を締結している都内自治体の交付するパートナーシップ証明書等が対象です。詳細は、「東京都パートナーシップ宣誓制度（都内自治体との連携）」をご参照ください。

東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等により利用可能となる施策・事業一覧（都事業等）

No.	分野	名称（施策・事業名）	概要	URL	対象者の主な要件	問い合わせ先		受理証明書の提示の要否 ※1		都内自治体発行の パートナーシップ証 明書の利用可否※2	備考
						担当部署名	電話（外線）	必要	不要 （口頭確認含む）		
25	犯罪被害者 等支援	精神科医等のカウンセリ ング事業（都民センター）	犯罪被害にあわれた方等へカウンセリングを 実施する。	http://www.shien.or.jp/	本人又は配偶者（婚姻の届出をして いないが、事実上婚姻関係と同様の 事情にあった者等を含む。）又は2 親等内の親族、本人と生計を一にす る親族 等	公益社団法人被害者支 援都民センター	03-3222-9050	○		○	対象者であるか否かは、事業の個別 要件に該当するかで判断します （パートナーシップ証明書はその判 断材料の1つです。）。
26	犯罪被害者 等支援	性被害に関する面接相談事 業（S A R C東京）	性犯罪・性暴力等により被害にあわれた方等 へ面接相談を実施する。	https://sarc- tokyo.org/emergency/	本人及びその家族	特定非営利活動法人性 暴力救援センター・東 京	03-5577-3899	○		○	対象者であるか否かは、事業の個別 要件に該当するかで判断します （パートナーシップ証明書はその判 断材料の1つです。）。
27	犯罪被害者 等支援	性被害に関する精神科医等 のカウンセリング事業（S A R C東京）	性犯罪・性暴力等により、被害にあわれた方 等へカウンセリングを実施する。	https://sarc- tokyo.org/emergency/	本人又は配偶者（婚姻の届出をして いないが、事実上婚姻関係と同様の 事情にあった者等を含む。）又は2 親等内の親族、本人と生計を一にす る親族	特定非営利活動法人性 暴力救援センター・東 京	03-5577-3899	○		○	対象者であるか否かは、事業の個別 要件に該当するかで判断します （パートナーシップ証明書はその判 断材料の1つです。）。
28	犯罪被害者 等支援	性被害に関する医療費等助 成事業	性暴力等により、被害にあわれ、医療機関に おける治療等を受けた際の医療費等につい て、助成金を交付する。	https://www.soumu. metro.tokyo.lg.jp/10ji nken/base/upload/ite m/higaisyajigyoku.pdf	本人又は配偶者（婚姻の届出をして いないが、事実上婚姻関係と同様の 事情にあった者等を含む。）又は2 親等内の親族	総務局人権部人権施策 推進課	03-5388-2589	○		○	対象者であるか否かは、事業の個別 要件に該当するかで判断します （パートナーシップ証明書はその判 断材料の1つです。）。
29	霊園関係	霊園貸付事業	東京都の区域内（八柱霊園には例外あり）に 住所を有すること、親族であること、祭祀の 主宰者であること（遺骨申込の場合）等を条 件に使用者を募集し、埋蔵施設等の使用を許 可する。	https://www.tokyo- park.or.jp/reien/	に在住していること（八柱霊園は松 戸市在住も含む） ・親族であること ・祭祀の主宰者であること（遺骨申 込の場合） 等 ※詳細はHPや申込みのしおりをご 確認ください。	建設局公園緑地部公園 課 霊園貸付担当	03-5320-5393	○		×	都立霊園の使用（御遺骨を伴う申込 み）に関しては、御遺骨とパート ナーシップ関係であったことを確認 できることが必要です。 都のパートナーシップ証明書は、一 方のパートナーの死亡後でも再交付 が可能で、死亡時にパートナースッ プ関係であったことを確認できる内 容になっています。
30	霊園関係	霊園貸付事業 （一時収蔵施設）	東京都の区域内（八柱霊園には例外あり）に 住所を有すること等を条件に収蔵施設の使用 を許可する。	https://www.tokyo- park.or.jp/reien/use/n ew_user/temporary.ht ml	・都内在住であること（八柱霊園は 松戸市在住も含む） ・遺骨の親族であること ・改葬遺骨でないこと 等 ※詳細はHPをご確認ください。	建設局公園緑地部公園 課 霊園貸付担当	03-5320-5393	○		×	都立霊園の使用（御遺骨を伴う申込 み）に関しては、御遺骨とパート ナーシップ関係であったことを確認 できることが必要です。 都のパートナーシップ証明書は、一 方のパートナーの死亡後でも再交付 が可能で、死亡時にパートナースッ プ関係であったことを確認できる内 容になっています。

※ 1 事業の利用等に当たり、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の提示が不要な場合があります。詳細は、各事業等の「問合せ先」にご連絡ください。
※ 2 東京都と連携協定を締結している都内自治体の交付するパートナーシップ証明書等が対象です。詳細は、「東京都パートナーシップ宣誓制度（都内自治体との連携）」をご参照ください。

東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等により利用可能となる施策・事業一覧（都事業等）

No.	分野	名称（施策・事業名）	概要	URL	対象者の主な要件	問い合わせ先		受理証明書の提示の要否 ※1		都内自治体発行の パートナーシップ証 明書の利用可否※2	備考
						担当部署名	電話（外線）	必要	不要 （口頭確認含む）		
31	税関係	自動車税（環境性能割・種別割）の下肢等障害者減免	自動車税（環境性能割・種別割）について、下肢等障害者（身体障害者手帳、愛の手帳等を持っている方）が乗車し、移動するために使用する自動車に対して減免する。	https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/info/car-genmen.html	生計同一	主税局課税部計画課自動車税班	03-5388-2954	○		○	
32	その他	TOKYOふたり結婚応援パスポート事業	婚約・新婚カップルが、都の発行する「TOKYOふたり結婚応援パスポート」を提示することにより、各協賛店等が自ら提供する結婚応援サービスを受けることができる。	https://www.futari-passport.metro.tokyo.lg.jp/	・1年以内に結婚を予定している婚約カップル ・結婚してから1年以内の新婚カップル	生活文化局都民生活部地域活動推進課	03-5320-4236		○	提示不要	利用に際しては、対象者が公式サイト又はアプリにより利用登録を行い、「TOKYOふたり結婚応援パスポート」を入手する必要があります。詳細はホームページをご覧ください。
33	その他	環境定期券制度（都電）	土・休日等において、都電通勤定期券を持参する旅客に同伴するものが割引運賃で乗車可能になる。	https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/toden/fare/discount.html#eco	当該旅客の二親等以内の家族並びにパートナーシップに関する制度による証明を受けた相手方であって、当該旅客と同居する者	都営交通お客様センター	03-3816-5700		○	提示不要	
34	その他	環境定期券制度（都営バス）	土・休日等において、都営バス通勤定期券を持参する旅客に同伴するものが割引運賃で乗車可能になる。	https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/bus/fare/discount.html#a1	当該旅客の二親等以内の家族並びにパートナーシップに関する制度による証明を受けた相手方であって、当該旅客と同居する者	都営交通お客様センター	03-3816-5700		○	提示不要	
35	その他	駐車禁止等除外標章（身体障害者等用）の交付	駐車禁止等の交通規制の対象から除外する車両に標章を交付している。 申請者が、未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合や身体的理由により来署が困難な場合は、原則として当該申請者の親権者、配偶者又は三親等以内の血族若しくは姻族を申請代理人としている。 東京都パートナーシップ宣誓制度利用者等も申請代理人として申請することが可能となる。	https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/seido/jogai.html	・受理証明書の写し ※申請、届出の手続き、必要な書類の詳細はホームページを参照	警視庁交通部駐車対策課	03-3581-4321 （内線54706、52615、52616）	○		○	
36	その他	高齢運転者等標章の交付	高齢運転者等が高齢運転者等専用駐車区間に駐車するための標章を交付している。 原則として本人による申請となるが、親族（高齢運転者等の親権者、配偶者又は三親等以内の血族若しくは姻族）などや、東京都パートナーシップ宣誓制度利用者等による代理申請も可能となる。	https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/hairyo/korei_chushu.html	・受理証明書の写し ※申請、届出の手続き、必要な書類の詳細はホームページを参照	警視庁交通部駐車対策課	03-3581-4321 （内線54706、52615、52616）	○		○	

※1 事業の利用等に当たり、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の提示が不要な場合があります。詳細は、各事業等の「問合せ先」にご連絡ください。
※2 東京都と連携協定を締結している都内自治体の交付するパートナーシップ証明書等が対象です。詳細は、「東京都パートナーシップ宣誓制度（都内自治体との連携）」をご参照ください。

東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等により利用可能となる施策・事業一覧（都事業等）

No.	分野	名称（施策・事業名）	概要	URL	対象者の主な要件	問い合わせ先		受理証明書の提示の要否 ※1		都内自治体発行の パートナーシップ証 明書の利用可否※2	備考
						担当部署名	電話（外線）	必要	不要 （口頭確認含む）		
37	その他	自動車保管場所証明事務	車庫証明申請及び保管場所の届出時に提出する保管場所の使用権原を疎明する書面のうち、保管場所使用承諾証明書については、保管場所の使用者と契約者の関係を記載する欄に東京都パートナーシップ宣誓制度利用者等として記載することが可能となる。	https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/hokan/syoko_tetsuzuki/jidousha_syomei.html	※申請、届出の手続き、必要な書類の詳細はホームページを参照	警視庁交通部駐車対策課	03-3581-4321 (内線7870-5642、5643)		○	提示不要	保管場所使用承諾証明書は、保管場所の管理者等が作成する書類となるため、口頭での申出で対応可能です。
38	その他	証明事務	東京消防庁が事実を確認した記録があるもの又は確実な証拠により立証できるものを、部外者又は職員からの申請により証明する事務手続きのうち、代理人が申請する場合に必要な委任状を要しない条件として、配偶者、同居親族及び血族二親等である場合としている。	—	配偶者（これに準ずる者を含む。）、同居親族、血族二親等	消防庁総務部総務課文書係	03-3212-2111 (代表)	○		○	

※ 1 事業の利用等に当たり、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の提示が不要な場合があります。詳細は、各事業等の「問合せ先」にご連絡ください。
※ 2 東京都と連携協定を締結している都内自治体の交付するパートナーシップ証明書等が対象です。詳細は、「東京都パートナーシップ宣誓制度（都内自治体との連携）」をご参照ください。